

プレス・リリース

会社名：ワイ・ティー・エル・
コーポレーション・バーハッド
コード番号：1773 東証1部(外国)

【2012年11月27日、ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッドは英文のプレス・リリースを行いました。以下はその和訳です。】

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド(以下「当社」という。)の取締役会は、2012年11月5日付けの定時株主総会に係る招集通知におけるすべての議案が、2012年11月27日に開催された第29回定時株主総会において株主に採択されたことをご報告申し上げます。

(注：下記の自社株式買戻権限更新の提案を含むすべての議案が承認されました。)

1. 自社株式買戻権限更新の提案 (第11号議案)

1965年会社法に従い策定されたすべての適用される規則及び規制、ガイドライン、当社の基本定款及び付属定款、ブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド(以下「ブルサ・セキュリティーズ」という。)のメイン・マーケット上場規則(以下「メインLR」という。)に従い、関連当局の承認を得たうえで、取締役会が当社の利益にとって適切かつ得策と考える条件に基づき、取締役会が随時決定するところに従って、ブルサ・セキュリティーズを通じて0.10マレーシア・リンギットの当社普通株式を法で許される限り随時買戻す及び/又は保有すること(「株式買戻案」)をここに承認する。但し、

a) 当社が株式買戻案に従って購入又は保有できる株式数の上限は、その時々においてブルサ・セキュリティーズで取引されている発行済及び払込済株式資本の10%を超えないことを条件とする。但し、当社が株式の消却、ブルサ・セキュリティーズにおける株式の売却、若しくは2011年11月29日に開催された定時株主総会で取得した株式買戻案に関する株主の許可に基づく自社株式の配分による株主に対する配当等により、保有する株式の一部又は全部を保有しなくなった場合、当社は(依然として保有している自社株式と合計して)その時点でブルサ・セキュリティーズで取引されている発行済及び払込済株式資本の10%を超えない範囲で株式をさらに取得することができる。

b) 株式買戻案に基づき、当社が割り当てることのできる資金の上限は留保利益と株式買戻に基づく取引の日付現在の最新の監査済み財務諸表に基づく株式払込剰余金の合計金額を超えてはならない。2012年6月30日現在、当社の監査済みの留保利益と株式払込剰余金はそれぞれ4,134,751,000マレーシア・リンギット、1,674,497,000マレーシア・リンギットである。

c) 株式買戻案に基づき当社が購入する株式は、取締役会の判断により、以下の方法で取り扱うことができる。

1. 購入した株式を消却する、又は
2. 購入した株式を株式配当として自己株式として所有する、及び／若しくはブルサ・セキュリティーズにおいて再販売する、及び／若しくはその後消却する、並びに／又は
3. 自己株式として購入された株式の一部を留保し、残りを消却する。

当該権限は本議案の決議により有効となり、次回の定時株主総会、又は法律上、次回の定時株主総会が法律上開催されなければならない期間の終了時のいずれか早い方までとするが、当社の定時株主総会における通常決議により取消し又は変更された場合はこの限りではなく、当該終了日までに行われた株式購入の完了に影響を与えるものではない。

さらに、本決議により、取締役会が株式買戻を実行、完了及び有効に行うために、適切かつ得策と考えるすべての行為及び事柄を行い、変更し、関連政府当局及び規制当局が随時課す条件、変更、修正若しくは改正（もしある場合）を行い、又はこれに同意する完全な権限を有し、1965年会社法、当社の基本定款及び附属定款、ブルサ・セキュリティーズのメイン LR 並びにその他の政府当局又は監督官庁に従ってあらゆる行為を行う権利を与える。

以上